

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見

(1) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

該当箇所	意見
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模特定電気通信役務提供者に対し、対応の迅速化および運用状況の透明化に係る措置を義務づけることに賛同します。 ・ 本省令改正およびガイドライン制定の趣旨と制度が広く国民に周知されるとともに、法および省令に基づき、総務省において実効性のある措置が行われることが必要です。 ・ 違法アップロード対策にかかる権利者側の人的・経済的負担は大きく、大規模特定電気通信役務提供者について、▽法的責任範囲の再検討、▽違法アップロード対策へのさらなる対応義務（削除対応をさらに迅速化すること、明らかに違法なコンテンツがアップロードされた場合は権利者からの削除要請を待たずに削除すること、違法アップローダーの再アップロード防止を強化すること、そもそもユーザーが違法なアップロードやその利用を行わないようプラットフォーム事業者自身が取り組む、等）を課す一など、積極的な協力を促す施策を推進することを要望します。 ・ 被侵害者がプラットフォーム事業者の対応に疑義がある際には、不服申し立てを行える制度の導入を検討する必要があると考えます。
第八条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模特定電気通信役務提供者として指定されたプラットフォーム事業者は、広く国民に周知されるよう、総務省において適切な対応が必要です。
第十六条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第二十五条第一項の総務省令で定める期間を七日とすることに賛成します。そのうえで、侵害情報送信防止措置の申出者に対する大規模特定電気通信役務提供者の通知は、必ずしも七日を待たず、迅速に行われることが必要です。

第十八条	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定電気通信における侵害情報（コンテンツ）の流通により大規模特定電気通信役務提供者や当該情報の発信者等が収入を得ていた場合には、当該収入についても公表の対象とすべきと考えます。 ・ 施行規則第十八条で定めた項目はいずれも適切と考えます。そのうえで、法第二十八条に基づき、大規模特定電気通信役務提供者が確実に公表することが必要です。必要な場合は、法第二十九条、法第三十条、法第三十五条、法第三十七条に基づき、総務省が適切に報告の徴収や勧告及び命令、罰則の執行を行うことが必要です。
------	--

(2) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン案

該当箇所	意見
「権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの」（第20条第1項第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないもの」という規定が規制の「抜け道」となることを危惧します。例えば、ガイドライン案で例示されている機能等を付与した場合等に、大規模特定電気通信役務提供者に該当していた者が指定解除とならないガイドラインを要望します。
被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表（第22条）関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則第十三条と同様に「被侵害者が日本語による申出を行うことができるものでなければならない」旨を本ガイドラインにおいても明記するよう要望します。 ・ デジタルミレニアム著作権保護法（DMCA）に基づく申請上、すでに申出者のプライバシー等の侵害や過度な負担等が生じています。特に以下の3点について、本法の運用ではこのような侵害や過度な負担が生じないように、本ガイドライン等において明記するよう要望します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 「申出者のプライバシー等の権利・利益の侵害を生じさせない形で」との記載がありますが、著作権等の侵害の場合、すでにDMCAに基づく申請上、個人名での申請とされているため、悪質

	<p>なあるいは組織立った違法動画投稿者等に申出者の名前が明かされ身体・名誉・プライバシー等を害される危険性があると考えます。</p> <p>②権利者は数多くの侵害者に対応しなければならないにも関わらず、現状は、権利者側に一定の立証責任の負荷を負わせる申出形式が採られており、申出の際に大規模特定電気通信役務提供者へ多くの情報を提供しなければならないことが既に過重な負担であり、大きな問題だと考えます。</p> <p>③「申出を行おうとする者に過度な負担を課するものでないこと」との記載がありますが、発信者が申出に対する異議申し立てを行った場合に、大規模特定電気通信役務提供者が、申出者に対して対抗要件に訴訟提起を求める等の条件を設定することは過度な負担にあたると考えます。</p>
侵害情報調査専門員（第24条）関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者から選任することに賛同します。しかし、大規模特定電気通信役務提供者が選任した専門員が同提供者に有利な判断をする可能性を否定できないため、第三者の立場を堅持できる専門員が選任されることが必要と考えます。
申出者に対する通知（第25条）関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 侵害情報送信防止措置を講じなかった場合における「その理由」（法第二十五条第一項第二号）について、「申出に対する発信者からの異議申し立てを根拠として侵害情報送信防止措置を講じない場合は、申し立て理由の法的根拠や正当性を、侵害情報調査専門員等により十分検討したうえで判断し、申出者に対して防止措置を講じない理由を詳細に通知すること」をガイドラインに記載することを要望します。また、申出の形式不備が防止措置を講じない理由とすることは安易に認めるべきではなく、これにより申出者の過重な負担にならないような制度とするよう要望します。
送信防止措置の実施に関する基準等の公表（第26条）関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被侵害者が利用者・登録者であるか否かや侵害コンテンツの視聴数の多寡にかかわらず、いずれの被侵害者・侵害コンテンツに対しても同等の条件で削除に当たることを明確化すべきと考えます。
措置の実施状況等の公表（第28条）関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則第十八条と同様にインターネットで公表する旨を本ガイドラインにおいても明記するよう要望します。

(3) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律
第26条に関するガイドライン案

該当箇所	意見
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・オーバーブロッキングとなることで表現の自由や知る権利が損なわれることのないよう、プラットフォーム事業者がガイドラインの趣旨を正しく理解し、適切に運用することが必要です。
2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・「プラットフォーム事業者等が提供するサービスにおいて利用者が犯罪を構成する投稿を行った場合、個別の事情の下では、投稿者による投稿行為について、当該プラットフォーム事業者等に幫助犯が成立することもある」とガイドラインに明記したことは極めて妥当と考えます。

その他意見

意見
<ul style="list-style-type: none"> ・著作権等侵害があった際に、侵害情報送信防止措置として当該コンテンツの表示停止のみの対応をとるプラットフォーム事業者がありますが、動画等のコンテンツ自体を削除することを要望します。 ・放送局が違法動画によって被っている損害規模と、違法動画によってプラットフォーム事業者が得ている収益を比較して、罰則が非常に軽く、プラットフォーム事業者に積極的な対応を促す状況となっていないことを危惧します。さらに実効性のある罰則を設けることが必要と考えます。 ・侵害コンテンツにつけた広告等から、侵害コンテンツに関わる一部の権利者らが収入を得ていた場合でも、他の権利者から削除の要請を受けた時には、速やかに対応することを要望します。また、侵害コンテンツによって利益を得る者が発生しないような仕組みを構築する必要があると考えます。 ・侵害コンテンツを利用して大規模特定電気通信役務提供者や侵害者等が収入を得ていた場合には、当該収入についても公表の対象とするべきと考えます。(再掲) ・法第二十三条における「必要な調査」は、侵害コンテンツの削除対応後に発信者から異議申立て等が行われた場合にも、さらなる不要な異議申立て等を避けるために、大規模特定電気通信役務提供者から当該発信者へその削除理由等の説明を可能とするものであるべきと考えます。

以上